

(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 4 年 3 月

(令和 5 年 月一部改正)

仙 台 市

目 次

ページ

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市農業の現状
- 2 本市農業施策の基本方針 1
- 3 効率的かつ安定的な農業経営体についての基本的な方向 2
- 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた基本的な方向 3
- 5 育成すべき農業経営体の目標 4

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 【個別経営体】 5
- 【組織経営体】 8

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標

- 【個別経営体】 10
- 【組織経営体】 11

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 12
- 2 市が主体的に行う取組 12
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方 13
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 13

第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標 15
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 15

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 16
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 17
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 20

第6 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項 21

第7 その他 21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の現状

本市は、人口109万都市として市街地を中心に、東部は沿岸・平野地域、西部は中山間地域が広がるなど、多様な立地条件を有している。こうした立地条件を最大限に活かして、本市においては基幹作物である米を中心に大豆・野菜の栽培や畜産など、様々な農業が展開されている。

本市の農業構造は、他地域と同様に農家戸数、農業従事者数とも減少傾向であり、農業従事者の高齢化や担い手不足などの状況にある。特に中山間地域である西部地区では、その状況が顕著であり、鳥獣被害の深刻化に加え、遊休農地が年々増加している。また、急激な人口減少や少子高齢化、輸入農産物等の競争激化等による農産物の価格の低迷、頻発する自然災害・新たな感染症の発生など、農業をめぐる情勢は依然として厳しく、農業経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中、東日本大震災の被害を受けた東部地区を中心に、ほ場整備事業による大区画化や農地中間管理事業等による農地の集積、集落営農組織の法人化が進み、大規模な土地利用型農業法人が誕生している。また、市内産農産物を使った加工品の製造や農家レストランなどの農業の6次産業化や環境制御技術を活用した施設園芸の取組、スマート農業機械の導入など、新たな農業経営の動きがみられる。西部地区においても、集落の農地を守るためには場整備事業を契機とした新規法人の立ち上げや、加工を目的とした果樹等の生産などの新たな動きがみられる。

2 本市農業施策の基本方針

本市の農業を取巻く現状や国等の動向を踏まえ、本市農業の持続的な発展を図り、食の安定供給と農業の収益性向上を目指し、今後取り組む農業施策の考え方を示すものとして、令和3年6月に「仙台市農業施策基本方針」（期間：令和3年度から令和7年度）を策定した。

施策の柱と、特に重点的に取り組む施策は以下の通りである。

（1）経営体の確保・育成

【重点】多様な担い手の育成や事業継承の支援

（2）生産基盤の強化

【重点】西部地区におけるほ場整備の推進

（3）魅力ある地域の形成

【重点】 地域農業維持のための有害鳥獣対策の充実

(4) 収益性の向上と所得の確保

【重点】 消費拡大に向けた情報発信の強化

3 効率的かつ安定的な農業経営体についての基本的な方向

(1) 目標とすべき所得水準、労働時間等

意欲ある農業者が、自信と希望を持って農業に取り組むことができるよう施策を集中的に実施し、魅力とやりがいのある産業となるよう、将来の農業経営の目標を例示し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

具体的な農業経営の指標については、令和3年4月に宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び優良な農業経営体の事例等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体が、他産業従事者と均衡する年間農業所得（※）（主たる農業従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者1人に補助従事者1人～2人を加えた1経営体当たり600～720万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

なお、これらの指標を目標として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体を認定農業者とし、本市農業の中心的な担い手として育成、支援を行う。

（※）年間農業所得には、各種交付金及び補助金を含む。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

仙台市農業振興協議会（担い手育成部門）等との連携を図りながら、認定農業者制度の周知及び経営改善計画の作成支援や目標達成に向けたフォローアップ等を行うことにより、認定農業者の育成・確保を推進する。また、農業経営の法人化は、経営管理能力の向上や、経営の多角化などの経営発展、従業員の福利厚生面の充実につながる等のメリットがあることから、法人化を希望し、体制が整った集落営農組織や個別経営体等については、農業改良普及センターや宮城県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という）等との連携により、法人設立の支援を行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた基本的な方向

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における新規就農者数は、平成28年から令和2年の5年間で65人、年平均13人となっており、約7割が雇用就農である。

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進行する中、今後も本市農業を持続的に発展させていくためには、継続的かつ安定的に新規就農者を確保していくことが不可欠であり、農家出身者はもとより、非農家出身者や、他産業従事による豊富な経験や知識を有する中高年等、意欲ある優秀な人材を幅広く定着させることが必要である。

具体的には、新規就農者の人数を年間15人確保することを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標については、効率的かつ安定的な農業経営体の年間農業所得及び年間労働時間を踏まえ、農業経営の開始から5年後には、年間農業所得の5割程度（主たる農業従事者1人当たり240万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。

但し、収入を得るまで長い期間を要する果樹の栽培等に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

なお、これらの指標を目標として法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体を認定新規就農者とし、重点的に育成、支援を行う。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

新たに農業を開始する際に必要な資金の支援や機械の導入助成などの各支援制度を活用しながら就農しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体との連携や青年農業士、指導農業士等の地域農業者の協力のもと、総合的な助言、指導など農業経営に関する幅広い情報提供及び支援を行う。

また、近年増加している雇用就農者についても、将来は経験を生かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

5 育成すべき農業経営体の目標

区分	目標（令和12年度）
主たる従事者1人当たりの労働時間	1,800～2,000時間
年間農業所得	
主たる従事者1人当たり	480万円
主たる従事者1人、補助従事者1～2人	600～720万円
新規就農者	240万円
認定農業者数	240経営体
個別経営体	192経営体
組織経営体	48経営体
新規就農者数	15人程度/年

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、基本方針及び優良事例等を踏まえ、例示すると5頁から9頁のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水 稲 + 飼料用米 + (大 豆)	・稲作の単一経営 ・ほ場の集積・集約化による作業能率向上 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託	主 1人 補 1人 臨時雇用 0～1人/月	【経営耕地 22ha】 主食用米 12ha 飼料用米 乾田直播 6ha (大豆) 4ha	(粗収益) 2,485万円 (経営費) 1,867万円 (農業所得) 618万円 主たる従事者 1人当たりの所得 498万円
水 稲 + 飼料用米 + (大 豆) + 施設野菜 + 露地野菜	・稲作と施設野菜、露地野菜の複合経営 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託 ・パイプハウスでほうれん草と小松菜を周年栽培 ・露地野菜はねぎの春播き栽培	主 1人 補 1人 臨時雇用 0～2人/月	【経営耕地 15.56ha】 主食用米 9ha 飼料用米 2ha (大豆) 4ha パイプハウス(600㎡) ほうれん草 600㎡×2 小松菜 600㎡×3 露地栽培 ねぎ 0.5ha	(粗収益) 2,108万円 (経営費) 1,496万円 (農業所得) 612万円 主たる従事者 1人当たりの所得 492万円
水 稲 + 飼料用米 + (大 豆) + 露地野菜	・稲作と露地野菜の複合経営 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託 ・露地野菜はねぎの春播き栽培と枝豆の栽培	主 1人 補 1人 臨時雇用 0～3人/月	【経営耕地 16ha】 主食用米 9ha 飼料用米 2ha (大豆) 4ha 露地野菜 ねぎ 0.6ha 枝豆 0.4ha	(粗収益) 2,152万円 (経営費) 1,539万円 (農業所得) 613万円 主たる従事者 1人当たりの所得 493万円
施設野菜	・施設野菜の単一経営 ・鉄骨ハウスでトマトの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系	主 1人 補 2人 臨時雇用 0人/月	【経営耕地 0.3ha】 鉄骨ハウス(3,000㎡) トマト促成栽培 3,000㎡ トマト抑制栽培 3,000㎡	(粗収益) 2,448万円 (経営費) 1,665万円 (農業所得) 783万円 主たる従事者 1人当たりの所得 543万円
露地野菜 + 施設野菜	・露地野菜と施設野菜の複合経営 ・露地野菜のねぎは春播き栽培 ・鉄骨ハウスでトマトの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系	主 1人 補 1人 臨時雇用 0～1人/月	【経営耕地 1.15ha】 露地栽培 ねぎ 1ha 鉄骨ハウス(1,500㎡) トマト促成栽培 1,500㎡ トマト抑制栽培 1,500㎡	(粗収益) 2,004万円 (経営費) 1,353万円 (農業所得) 651万円 主たる従事者 1人当たりの所得 531万円

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
露地野菜 ＋ 施設野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・露地野菜と施設野菜の複合経営 ・露地野菜は枝豆と秋播きの雪菜の栽培 ・鉄骨ハウスできゅうりの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系 	主 1人 補 2人 臨時雇用 0～3人/月	【経営耕地 0.8ha】 露地栽培 枝豆 0.5ha 雪菜 0.5ha 鉄骨ハウス(3,000㎡) きゅうり促成栽培 3,000㎡ きゅうり抑制栽培 3,000㎡	(粗収益) 2,856万円 (経営費) 2,106万円 (農業所得) 750万円 主たる従事者 1人当たりの所得 510万円
施設花き	<ul style="list-style-type: none"> ・施設花きの単一経営 ・鉢ものの類のシクラメンと花壇用苗の組み合わせによる花き栽培 	主 1人 補 2人 0～1人/月	【経営耕地 0.2ha】 鉄骨ハウス(2,000㎡) シクラメン 2,000㎡ 花壇苗 2,000㎡	(粗収益) 2,353万円 (経営費) 1,617万円 (農業所得) 736万円 主たる従事者 1人当たりの所得 496万円
酪農 ＋ 繁殖	<ul style="list-style-type: none"> ・乳牛30頭と繁殖和牛10頭の複合経営 ・乳牛1頭あたりの年間産乳量9,250kg ・スタンションによるつなぎ式牛舎 ・パイプラインミルクカーにより搾乳 ・繁殖和牛の年間子牛出荷頭数8頭 	主 1人 補 2人 臨時雇用 0人/月	【経営耕地 10ha】 乳牛(経産牛) 30頭 繁殖(経産牛) 10頭 飼料生産 10ha	(粗収益) 3,798万円 (経営費) 3,049万円 (農業所得) 749万円 主たる従事者 1人当たりの所得 509万円
農家レストラン ＋ 水稲 ＋ (大豆) ＋ 露地野菜 ＋ 施設野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・農家レストランと稲作、露地野菜、施設野菜の複合経営 ・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託 ・露地野菜のねぎは春播き栽培 ・パイプハウスでレタスを周年栽培 ・レストラン施設については既存家屋内の遊休部分を活用 ・メニュー数：3品以上(昼食) ・駐車場：7台程度 ・開店日数：週4日程度営業 ・原材料：自家生産及び地域農畜産物による年間を通じた供給体制の整備 	主 1人 補 1人 臨時雇用 0～1人/月	【経営耕地 12.58ha】 主食用米 7ha (大豆) 5ha 露地栽培 ねぎ 0.5ha パイプハウス(800㎡) レタス 800㎡×3 レストラン部門 20席	(粗収益) 2,105万円 (経営費) 1,504万円 (農業所得) 601万円 主たる従事者 1人当たりの所得 481万円

○各営農類型に共通した経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・営農・生活設計に基づく経営ビジョンの確立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理と経営分析
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保

- ・ 需要に応じた品種選定・販売対策
- ・ 従事者の健康と作業性を考慮した労働管理
- ・ 家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・ 経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

【組織経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水 稲 + 飼料用米 + 大 豆 + 大 麦 + 露地野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作と麦・大豆、露地野菜の複合経営 ・水稲・麦・大豆の2年3作体系 ・スマート農業の導入、ほ場の集積・集約による作業効率の向上 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆の乾燥調製作業は委託 ・露地野菜はねぎの春播き栽培と枝豆の栽培 ・露地野菜は機械化一貫体系による作付け規模の拡大 	法人化した集落 営農組織 主 10人 臨時雇用 0～19人/月	【経営耕地 105ha】 主食用米 移植 30ha 乾田直播 20ha 飼料用米 乾田直播 20ha 大豆 普通 10ha 晩播 20ha 大麦 20ha 露地野菜 ねぎ 2.5ha 枝豆 2.5ha	(粗収益) 15,729万円 (経営費) 9,780万円 (農業所得) 5,949万円 主たる従事者 1人当たりの所得 595万円
水 稲 + 飼料用米 + 大 豆 + 大 麦	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作と麦・大豆の複合経営 ・水稲・麦・大豆の2年3作体系 ・スマート農業の導入、ほ場の集積・集約による作業効率の向上 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆の乾燥調製作業は委託 	法人化した集落 営農組織 主 5人 臨時雇用 0～1人/月	【経営耕地 60ha】 主食用米 移植 15ha 乾田直播 5ha 飼料用米 乾田直播 10ha 大豆 30ha 大麦 30ha	(粗収益) 8,518万円 (経営費) 5,917万円 (農業所得) 2,601万円 主たる従事者 1人当たりの所得 520万円
水 稲 + 飼料用米 + 大 豆 + 大 麦 + 農産加工	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作と麦・大豆、農産加工の複合経営 ・水稲・麦・大豆の2年3作体系 ・ほ場の集積・集約による作業効率の向上 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆の乾燥調製作業は委託 ・自社生産の米・大豆を原料とする仕込みみその加工販売 	法人化した集落 営農組織 主 4人 臨時雇用 0人/月	【経営耕地 40ha】 主食用米 移植 10ha 乾田直播 5ha 飼料用米 乾田直播 5ha 大豆 20ha 大麦 20ha 農産加工 みそ 20t	(粗収益) 6,830万円 (経営費) 4,886万円 (農業所得) 1,944万円 主たる従事者 1人当たりの所得 486万円
水 稲 + 大 豆 + そ ば	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作と大豆、そばの複合経営 ・ほ場の集積・集約による作業効率の向上 ・大豆・そばは転換作物として栽培 ・大豆の乾燥調製作業は委託 	法人化した集落 営農組織 主 4人 臨時雇用 0人/月	【経営耕地 65ha】 主食用米 25ha 大豆 20ha そば 20ha	(粗収益) 6,296万円 (経営費) 4,228万円 (農業所得) 2,068万円 主たる従事者 1人当たりの所得 517万円

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水 稲 + 飼料用米 + (大 豆) + 施設野菜 + 露地野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作と施設野菜、露地野菜の複合経営 ・ほ場の集積・集約化による作業効率の向上 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託 ・パイプハウスでほうれん草と小松菜を周年栽培 ・露地野菜のねぎは春播き栽培 	主 3人 臨時雇用 0～3人/月	【経営耕地 36.08ha】 主食用米 移植 14ha 乾田直播 7ha 飼料用米 乾田直播 7ha (大豆) 7ha パイプハウス(800㎡) ほうれん草 800㎡×2 小松菜 800㎡×3 露地栽培 ねぎ 1ha	(粗収益) 4,818万円 (経営費) 3,325万円 (農業所得) 1,493万円 主たる従事者 1人当たりの所得 498万円
水 稲 + 飼料用米 + 露地野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作と露地野菜の複合経営 ・ほ場の集積・集約化による作業効率の向上 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・露地野菜のねぎは春播き栽培で機械化一貫体系による作付け規模の拡大 	主 3人 臨時雇用 0～4人/月	【経営耕地 25ha】 主食用米 移植 12ha 乾田直播 3ha 飼料用米 乾田直播 7ha 露地栽培 ねぎ 3ha	(粗収益) 5,284万円 (経営費) 3,619万円 (農業所得) 1,665万円 主たる従事者 1人当たりの所得 555万円
施設野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設園芸(トマト)の単一経営 ・鉄骨ハウスでトマトの養液栽培 ・環境制御システムやIPM技術等の導入による収量、品質の向上 	主 3人 常時雇用3人 臨時雇用 0～11人/日	【経営耕地 1ha】 鉄骨ハウス(10,000㎡) トマト養液栽 10,000㎡	(粗収益) 12,480万円 (経営費) 10,788万円 (農業所得) 1,692万円 主たる従事者 1人当たりの所得 564万円

注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体としている。

○各営農類型に共通した経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・構成員が共有する経営ビジョンの確立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理と経営分析
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保
- ・需要に応じた品種選定・販売対策
- ・従事者の健康と作業性を考慮した労働管理
- ・就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標としては、第2に示した指標を踏まえ、次表のとおり例示する。

【個別経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
露地野菜 ＋ 水稻 ＋ 飼料用米	・露地野菜を主体とした稲作との複合経営 ・水稻の機械類は借入 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・乾燥調製は委託 ・露地野菜はねぎの春播き栽培と、枝豆の栽培	主 1人 臨時雇用 0～3人/月	【経営耕地 3.8ha】 露地野菜 ねぎ 0.4ha 枝豆 0.4ha 主食用米 2ha 飼料用米 1ha	(粗収益) 766万円 (経営費) 523万円 (農業所得) 243万円 主たる従事者 1人当たりの所得 243万円
施設野菜 ＋ 露地野菜	・施設野菜と露地野菜の複合経営 ・パイプハウスでトマトとほうれん草の輪作体系 ・露地野菜はねぎの春播き栽培と、ブロッコリーの春播き・夏播き栽培の年2作体系	主 1人 臨時雇用 0～1人/月	【経営耕地 0.68ha】 パイプハウス(800㎡) トマト 800㎡ ほうれん草 800㎡ 露地栽培 ねぎ 0.3ha ブロッコリー0.3ha×2	(粗収益) 699万円 (経営費) 422万円 (農業所得) 277万円 主たる従事者 1人当たりの所得 277万円

○各営農類型に共通した経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・ 営農・生活設計に基づく経営ビジョンの確立
- ・ 生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・ 経営の展開方向に応じた販売管理
- ・ 生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保
- ・ 需要に応じた品種選定・販売対策
- ・ 休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・ 経営形態に応じた労災保険の加入

【組織経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
施設野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸（トマト）の単一経営 ・鉄骨ハウスでトマトの養液栽培 ・環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量、品質の向上 	主 2人 臨時雇用 0～3人/月	【経営耕地 0.25ha】 鉄骨ハウス (2,500 m ²) トマト養液栽培 2,500 m ²	(粗収益) 3,120 万円 (経営費) 2,618 万円 (農業所得) 502 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 251 万円

注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体としている。

○経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・構成員が共有する経営ビジョンの確立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理と経営分析
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保
- ・需要に応じた品種選定・販売対策
- ・従事者の健康と作業性を考慮した労働管理
- ・就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者*の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

特に、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地等の紹介などの受入体制の整備、研修先の紹介、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

また、農業従事者の安定確保及び円滑な経営の継承を図るために支援を行い、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結、就業制、休日制、ヘルパー制度の導入を促進するものとする。繁忙期には、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めるよう、農業サポーターの育成を図る。

さらに、女性農業者の経営への参画を促すため、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を実施するとともに、女性農業者同士のネットワークの構築を図る他、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同認定等を推進する。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修先の紹介等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、ホームページ等により、新規就農関係の情報発信を行うとともに、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者の経営形態や生産技術の達成度等の実情に応じて、農業研修や実習支援、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農等の様々な相談への対応等、必要となるサポ

ートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう本市が主体となって、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係団体が連携して農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

市は、関係機関とともに新たに農業経営を始めようとする青年等が、本基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修等の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 宮城県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 農業改良普及センター、農業大学校は、栽培技術や農業経営に関する知識を習得させるための研修等を実施し、高度化する農業現場に対応できる知識や技術を習得できるようサポートを行う。
- ③ 地域では、新規就農者等が地域内で円滑な関係が構築できるよう、青年農業士や指導農業士等の地域農業者と連携した対応に努めるものとする。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農後の農業経営・収入のイメージ等の、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供

する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

※農業を担う者とは

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当するものとしている。

第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積の目標

	効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積の目標
令和12年度	80%

注) 効率的かつ安定的な農業経営体とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義を参考に、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 基本構想水準到達者
年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して第1の3(1)に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体、又は、認定農業者で再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持若しくは拡大している経営体。
- (3) 集落営農経営
特定農業団体、集落営農組織(複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織)。
- (4) 認定新規就農者

○効率的かつ安定的な農業経営体数における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営のため、地区内で分散利用している農地を、一団の農地利用となるよう、農地中間管理事業等の活用により集積を進め、経営農地の面的集積割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じて地域の合意形成を図り、出来るだけ面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を促進する。中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体や新規就農者の促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、保全等に取り組むエリアの設定を検討する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業を中心的な事業と位置づけ、地域計画の地域内の農業を担う者に対する農地の集積・集約化を推進していくこととする。ただし、農地の出し手である地権者の意向には十分配慮して、農用地利用改善事業や農作業受委託等促進事業等の農業経営基盤強化促進事業についても、基本方針 第5 に定められた方向に即しつつ、地域特性を踏まえ、活用することで目標の達成を図る。

- ・ 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、原則として基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報誌への掲載やインターネットの利用等に加え、担い手へ通知するなどして周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、県農業改良普及センター、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うため、地域計画全般に係る窓口は市、目標地区に関する窓口は農業委員会に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る活性化計画の作成を検討する。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、地域計画の実現に向けて適切に進捗管理を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、農用地等の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1集落～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約

及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出し、農用地利用規程について市の認定を受けることができるものとする。

② 市は、提出された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定に基づき認定するものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板への掲示により公告するものとする。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用するものとする。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合においては、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができるものとする。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、助言に努めるものとする。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託を行う生産組織等の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業の受委託の促進についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合は農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の委託又は受託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努め、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、

地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

第6 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定された（公社）みやぎ農業振興公社は、基本方針第6に定められた事業を行う。

本市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、市、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会及び農業改良普及センター等関係機関・団体と一体的に推進する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

- 1 この基本構想は、平成 6年4月 6日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年3月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成25年3月25日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成29年3月24日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 4年3月31日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 5年 月 日から施行する。